

# 令和8年度 上山市立中川小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

子どもたちは、未来を切り拓く宝である。子どもたちの健全な育成をめざすには、学校は、子どもたちが互いに切磋琢磨しながら学び合い、楽しく生活できる場所でなければならない。そのため、学校は安全・安心かつ信頼される学校をめざし、日々努力することが肝要である。

「山形県いじめ防止基本方針」には、「いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり」、「いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性はどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない」と警鐘を鳴らしている。また、「いじめから子どもを救うためには、大人一人一人が、『いじめは絶対に許さない』、『いじめは卑怯な行為である』、『いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる』との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない」とも述べている。

そこで、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と協力・連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に全力で取り組むため、本校の学校いじめ防止基本方針を改めて見直し、いじめ問題の克服に努めていく。

## 2 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

いじめの判断については、いじめられた児童の立場に立ち、行う。たとえけんかやふざけ合いであっても、当該児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも考慮する。

### (2) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (3) 学校及び教職員の責務

- ① 児童の保護者、地域住民、その他の関係者等と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止、ならびに早期発見、事案対処に組織的に取り組む。学校いじめ防止基本方針によりいじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示し、児童及びその保護者に対し、児童が学

校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげるために、学校いじめ防止基本方針について、事前に児童・保護者に積極的に公開する。

- ② いじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。
- ③ いじめられた児童を徹底して守りとおすとともに、早期問題解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。組織的対応により、特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の眼による状況の見立てを行うようにする。

〈いじめの問題に対する教職員の基本認識〉

- i 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも起こりうる」との共通認識をもつ。
- ii いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- iii いじめの様態の共通認識をしっかりとしておく。
- iv 担任等が一人で抱え込まず、組織で対応する。

#### （４）保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的な責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

### 3 いじめ問題への組織的対応

#### （１）「学校いじめ対策委員会」

本校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

構成員は、以下とする。

校内職員；校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各担任・養護教諭・教育相談担当

（必要に応じ）校外関係者；上山市教育委員会事務局・学校医・少年サポートセンター・  
上山市子ども子育て課・児童相談所・民生委員・スクールカウンセラー・学校運営協議会等

主な取り組み内容は、

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画・実施・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に関する情報の収集と記録、共有
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応等

#### （２）関係機関との連携

本校は、上山市教育委員会や上山警察署、児童相談所等といった関係機関との適切な連携を推進する。

また、本校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、上山警察署へ通報する。

さらに、本校は教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

#### 4 いじめ防止等の基本的取組

##### (1) 未然防止のための取組

###### ① 「子どもが夢中で学び、学ぶ楽しさを味わう授業」の構築

教員は、生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感の感受、共感的人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成といった実践上の視点を意識した授業づくりに傾注する。また、個々の児童への深い理解に基づく指導・支援を行い、集団で学ぶ喜びを実感できる授業を勘案、実施する。

###### ② 少人数学級の利点を生かした教育の推進

少人数学級編制による児童一人一人と向き合える環境を生かし、「児童の言動に注意を払う」「児童の声を傾聴する」ことで、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、いじめに関する情報を学校組織で共有し、適切な指導・支援を行うことで一人一人の居場所がある学級づくりを推進する。

###### ③ 児童理解の努力と工夫

児童理解のために、下のことについて努力・工夫する。

- i 日常的な会話や観察の他に、児童の気持ちの変化を捉えられるよう、定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の点検といった手法を取り入れる。
- ii 保護者や地域に、いじめに関する情報を発信するとともに、児童の気になる様子等について情報や相談をもらえるよう家庭・地域との連携を密にする。
- iii 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか複数の眼によって分析する。
- iv 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を実施し、資質・能力を高める。

###### ④ 教育活動全体を通じた道徳教育の推進

道徳教育推進教師のリーダーシップの下、道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を図る。また、道徳の授業において、生命の尊さや親切・思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的判断力を涵養する。

###### ⑤ 児童会の主体的な活動の推進

児童会を中心に「いじめをしない、させない、許さない」学校文化を創っていく。特に児童の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動をとおして、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

###### ⑥ スクールカウンセラー等との連携

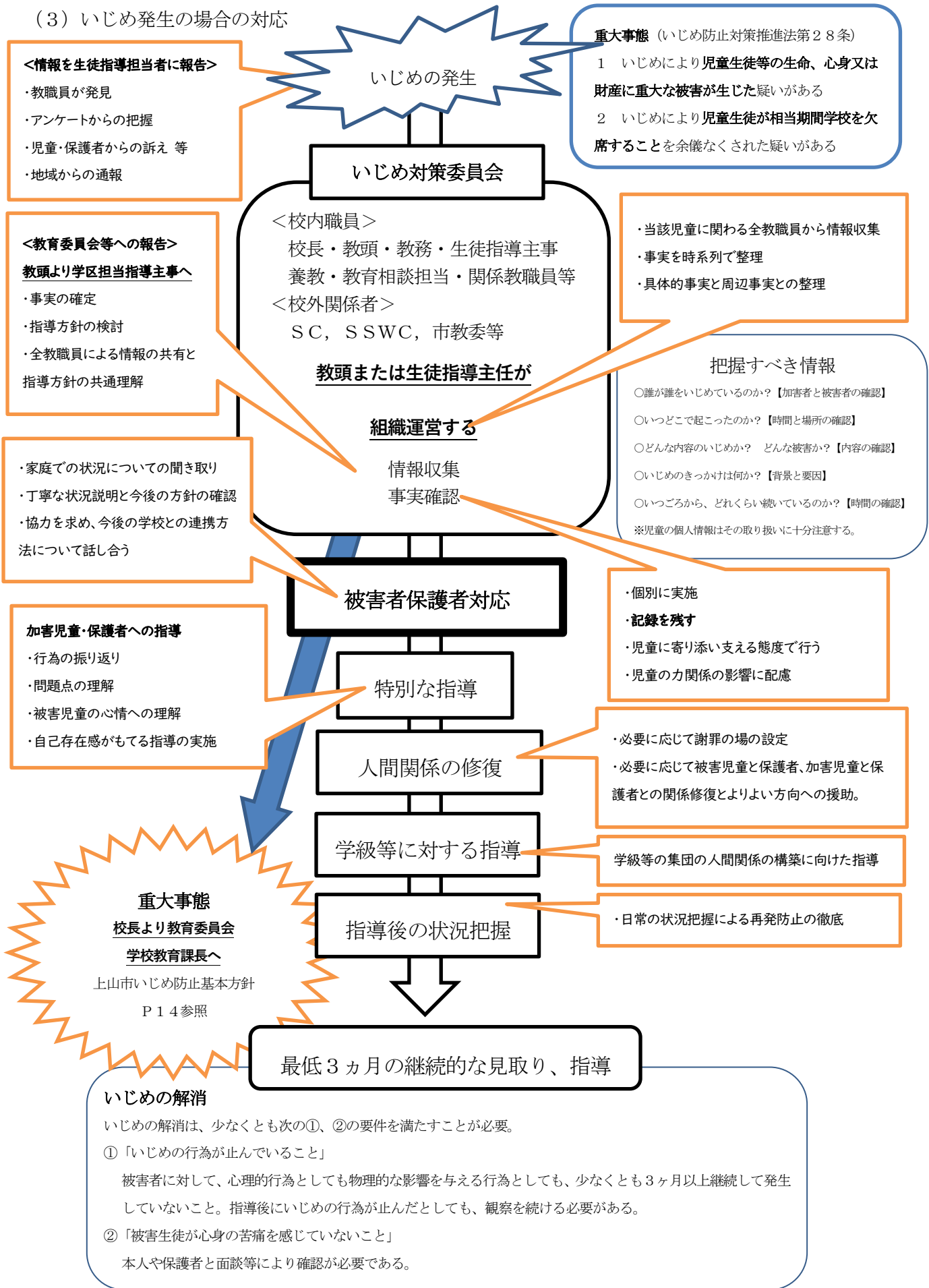
スクールカウンセラー等の専門性を生かし、教育相談委員会と連携し、いじめられている児童を守り抜くことを基本とした相談活動や支援を行う。

##### (2) 早期発見の取組

いじめの認知が、解決の第一歩であるとの認識を持ち、日頃からアンケート調査・個別面談等により、積極的認知に努める。

いじめを認知した場合には、遅滞なく「学校いじめ対策組織」に報告し、組織的に事案の対応にあたる。

(3) いじめ発生の場合の対応



<情報を生徒指導担当者に報告>

- ・教職員が発見
- ・アンケートからの把握
- ・児童・保護者からの訴え等
- ・地域からの通報

<教育委員会等への報告>

- 教頭より学区担当指導主事へ**
- ・事実の確定
  - ・指導方針の検討
  - ・全教職員による情報の共有と指導方針の共通理解

- ・家庭での状況についての聞き取り
- ・丁寧な状況説明と今後の方針の確認
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法について話し合う

加害児童・保護者への指導

- ・行為の振り返り
- ・問題点の理解
- ・被害児童の心情への理解
- ・自己存在感がもてる指導の実施

- ・当該児童に関わる全教職員から情報収集
- ・事実を時系列で整理
- ・具体的事実と周辺事実との整理

**把握すべき情報**

- 誰が誰をいじているのか?【加害者と被害者の確認】
- いつどこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか? どんな被害か?【内容の確認】
- いじめのきっかけは何か?【背景と要因】
- いつごろから、どれくらい続いているのか?【時間の確認】

※児童の個人情報はその取り扱いに十分注意する。

- ・個別に実施
- ・記録を残す
- ・児童に寄り添い支える態度で行う
- ・児童の力関係の影響に配慮

- ・必要に応じて謝罪の場の設定
- ・必要に応じて被害児童と保護者、加害児童と保護者との関係修復とよりよい方向への援助。

学級等の集団の人間関係の構築に向けた指導

- ・日常の状況把握による再発防止の徹底

重大事態  
 校長より教育委員会  
 学校教育課長へ  
 上山市いじめ防止基本方針  
 P14参照

最低3カ月の継続的な見取り、指導

いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも次の①、②の要件を満たすことが必要。

①「いじめの行為が止んでいること」

被害者に対して、心理的行為としても物理的な影響を与える行為としても、少なくとも3ヶ月以上継続して発生していないこと。指導後にいじめの行為が止んだとしても、観察を続ける必要がある。

②「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

本人や保護者と面談等により確認が必要である。

## 5 教育諸課題から配慮すべき児童の対応

日常的に、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (1) 発達障がいを含む障がいのある児童

教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、児童・保護者のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

### (2) 海外から帰国した生徒や外国人の児童

言語や文化の違いから学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、当該児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

### (3) 性同一障がい、性的指向、性自認に係る児童

性同一障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進し、学校として必要な対応を行う。

## 6 重大事態への対応

<重大事態とは>

- (1) いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態発生時の基本的対処>

- (1) 事態が発生した際（疑いがあると認められるときも）は、直ちに関係機関に報告する。  
※ 保護者・児童からの申し立てについては、調査をしないまま「重大事態ではない」と断言しない。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を即座に実施する。  
※ 平時から調査を行うための組織を設置する。
- (3) 調査結果等の必要な情報を、当該児童やその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 教育委員会からの指導の下、適切な指導・支援を実施する。

## 7 点検・評価と見直し

学校いじめ対策組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめに関する取組等が計画どおりに進んでいるかをチェックし、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

